

平成21年 5月25日
(2009年)

業 者 各 位

和歌山市水道局経理課長

低入札価格調査制度の改正について（通知）

低入札価格調査制度の改正については、平成21年6月1日以降に公告されたものは、次のとおりといたします。

なお、平成21年6月1日に公表する「事後審査型制限付き一般競争入札（持参方式）における入札条件」に十分留意して入札にご参加ください。

低入札価格調査制度の見直し

1 水道局における配水管工事について

(1) 予定価格が1,000万円未満の配水管工事

低入札価格調査基準価格を下回る入札価格には、簡易型低入札価格調査制度を従来どおり適用します。

(2) 予定価格が1,000万円以上の配水管工事

低入札価格調査基準価格を下回る入札価格には、低入札価格調査制度を従来どおり適用します。

2 配水管工事以外の建設工事について

(1) 予定価格が1,000万円以上6,000万円未満の建設工事

低入札価格調査制度は適用しませんが、最低制限価格での落札者に対しての現場調査は、従来どおり実施しますので、最低制限価格で落札予定者になられた方は、提出期限までに、事後審査の書類とともに、現場調査資料の書類（平成21年6月1日に公表する「事後審査型制限付き一般競争入札（持参方式）における入札条件」に記載）を必ず提出してください。

(2) 予定価格が6,000万円以上の建設工事

低入札価格調査基準価格を下回る入札価格には、低入札価格調査制度を従来どおり適用します。